

# 長崎市建築物等木材利用促進方針

平成 26 年 10 月 17 日

一部改正 令和 5 年 3 月 22 日

長 崎 市

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市内の建築物における木材の利用の促進の意義及び施策に関する基本的事項、長崎市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、木材の利用の促進に向けた取り組み、その他建築物における木材の利用の促進に関する事項を定めるものである。

## 第 1 建築物における木材の利用の促進の意義

森林は、土砂の流出や崩壊の防止、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給などの多面的機能を有し、人々に潤いや安らぎ、そして生活に必要な様々な恩恵を与えてくれる重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全により、これら森林の有する多面的機能を継続的に発揮させることが重要である。

特に、長崎市は、市域の 50%以上を森林が占め、斜面地が多く災害に対して脆弱であり、森林の適正な整備及び保全により土砂災害等の防止を図る等、森林の有する多面的機能を発揮させることが、市民生活にとって極めて重要である。

関係機関及び関係団体等が一体となって、森林整備から木材の生産、加工、流通にわたる川上から川下の連携を進め、適切な森林整備と林業・木材産業の活性化を図り、森林の諸機能の維持・向上を目指す必要がある。

木材の需要を拡大することは、林業の育成による森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や木材産業の活性化、地域産業の振興にも寄与する。木材の利用の促進は循環型社会の形成に貢献することから、脱炭素社会の実現に資するものである。

## 第 2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

長崎市における公共建築物等においては、木材の利用の目標や木材の利用の促進に向けた取り組み等を明確にし、木材の利用を率先して進めることとする。特に、長崎市が整備する公共建築物等の木材の利用の促進にあたっては、地域産木材（長崎市産木材、長崎県産木材）の利用に取り組む。

また、建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてそ

の促進を図る。

### 第3 長崎市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

長崎市が整備する公共建築物等の木造化や内外装等の木質化等は、次のとおり進めることとする。ただし、法令の規定や施設の内容、構造に要求される性能や耐久性などにより、木造化が困難である建築物については対象としないものとする。

#### 1 公共建築物等の木造化及び内外装等の木質化の推進

公共建築物等について、新築・増築等を行う場合、積極的に木造化に努めるとともに、内外装等の木質化に努める。なお、木造化に努める公共建築物等及び内外装等の木質化に努める施設は別紙のとおりとする。

#### 2 木製品導入等の推進

机、書棚等の物品については、原則として木材を使用した製品とし、可能な限り障害者福祉団体や更正施設団体等から調達することとする。

#### 3 公共土木工事における地域産木材の利用の推進

長崎市が行う公共土木工事においても、積極的に地域産木材を活用する。なお、活用する際の事例は別紙のとおりとする。

#### 4 木質バイオマスの普及促進

再生可能エネルギーである木造建築物等の建築廃材や林地残材等の木質バイオマスの普及促進に努める。

このように、公共建築物等において間伐材等の木材の利用を進めることは、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用の促進や建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果が期待される。併せて、公共建築物等は、広く市民の利用に供されることから、木材の利用や取り組み状況等の情報発信にもつながり、市民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会や木材利用の効果を幅広く提供することとなる。

### 第4 木材の利用の促進に向けた取り組み

長崎市は木材の利用の促進について、関係機関・団体等との連携し、次のとおり取り組むこととする。

#### 1 長崎市が整備する公共建築物等のうち、特に学校などにおいて、小・中学生が木材に触れる機会を増やすことで、木の良さを知る効果が高いことから、新築、増築等を行う場合には、積極的に地域産木材をはじめとした木材の活用を促す。

#### 2 地域産木材の生産、加工、流通を把握するため、調達可能量等の情報提供や木造建築物等の建築計画等の情報収集を行う。

- 3 木材の利用の具体的な事例や建設コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供を行う。
- 4 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成を図る。
- 5 長崎市には、伝統的工法による和風建築物である住宅、商家、邸宅、料亭等の町家等が中島川・寺町地区などに存在することから、その保存・活用・修繕等に当たっては地域産木材の活用を促す。

## 第5 その他建築物における木材の利用の促進に関する事項

### 1 コスト面等で考慮すべき事項

長崎市における建築物の整備において木材を利用するにあたっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コスト等の適正な管理に努めるものとする。

また、建築物の整備にあたっては、建設自体にとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、木材の利用に努めるものとする。

併せて、木製品についても、木材利用の意義・効果を踏まえ、利用促進に努めることとする。

### 2 取り組みに関する事項

長崎市が整備する公共建築物等における木材の利用を効果的に進めるため、公共建築物等の整備予定や木材の利用の可能性の把握等に努めるとともに、関係所管との十分な連絡調整を図り、具体的な取り組み等について検討する。

併せて、長崎市の取り組み等を情報発信し、木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成を図る。

## 附 則

この方針は、平成 26 年 10 月 26 日から施行する。

## 木造化に努める公共建築物等

長崎市が整備する公共建築物等	広く長崎市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅の建築物のほか市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎（市営住宅・市長舎等）、その他の施設（観光施設、公衆トイレ等）
長崎市以外の方が整備する公共の用又は公用に供する建物	学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）

## 内外装等の木質化に努める施設

施設名	
	広く長崎市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅の建築物のほか市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎（市営住宅・市長舎等）、その他の施設（観光施設、公衆トイレ等）

## 土木工事で木材を利用する事例

道路、河川、公園、農業、農村、漁業	木製ガードレール、合板型枠、転落防止柵、木質系舗装(歩道)、木工沈床、木製護岸工、植栽支柱、杭柵、標識類、遊具、ベンチ、東屋、歩道階段、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、簡易土留め、柵工、筋工、間伐材漁礁、案内板、工事用看板、仮設防護柵等
-------------------	--